

平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社フジタコーポレーション
 代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 博章
 (コード：3370、東証 J A S D A Q)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 清 水 清 作
 (TEL. 0144-84-8888)

第三者割当による第 1 回新株予約権(行使価額修正条項付)・第 2 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日開催の取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第 1 回新株予約権(以下「第 1 回新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として第 1 回新株予約権の買取契約(以下「第 1 回新株予約権買取契約」といいます。)を EVO FUND との間で締結すること、並びに株式会社 J F L A ホールディングス(以下「JFLA」といい、EVO FUND とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第 2 回新株予約権(以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として第 2 回新株予約権の買取契約(以下「第 2 回新株予約権買取契約」といい、第 1 回新株予約権買取契約とあわせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)を JFLA との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします(以下、本新株予約権の発行と本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)。本資金調達は、①新規店舗(フランチャイズ加盟店事業)出店及び②新規店舗(フランチャイザー本部事業)出店に係る資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 30 年 10 月 1 日
(2) 新株予約権の総数	187,100 個 第 1 回新株予約権：128,600 個 第 2 回新株予約権：58,500 個
(3) 発行価額	総額 531,712 円 (第 1 回新株予約権 1 個当たり 2.87 円、第 2 回新株予約権 1 個当たり 2.78 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	187,100 株(新株予約権 1 個につき 1 株) 第 1 回新株予約権：128,600 株 第 2 回新株予約権：58,500 株
(5) 調達資金の額	173,399,312 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 1 回新株予約権：956 円 第 2 回新株予約権：956 円 本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 10 月 3 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める

	<p>市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とします。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>第1回新株予約権:第三者割当ての方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p> <p>第2回新株予約権:第三者割当ての方法により、全ての新株予約権をJFLAに割り当てます。</p>
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(第1回新株予約権:128,600株、第2回新株予約権:58,500株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として第1回新株予約権については92価格算定日以内に、第2回新株予約権については142価格算定日以内に、それぞれ割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、第1回新株予約権については本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として47価格算定日以内に、51,500株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行数	128,600個	58,500個

発行価額の総額	369,082 円	162,630 円
行使価額の総額	122,941,600 円	55,926,000 円
期 間	原則約 4.5 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由 発生時を除く)	原則約 7 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由 発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で 19 回(予定) (5 価格算定日毎に修正、計 19 回)	通算で 29 回(予定) (5 価格算定日毎に修正、計 29 回)
行 使 価 額	VWAP の 92%	VWAP の 92%
全 部 コ ミ ッ ト	92 価格算定日以内における本新株予約権 の発行数全ての行使を原則コミット	142 価格算定日以内における本新株予約権 の発行数全ての行使を原則コミット
前 半 コ ミ ッ ト	47 価格算定日以内における本新株予約権 の発行数の 40%以上の行使をコミット	なし
行 使 制 限	なし	第 1 回新株予約権残存中は 行使数量に制限あり
下 限 行 使 価 額	520 円 (価格決定日(平成 30 年 9 月 13 日)終値 の 50%、端数切上げ)	520 円 (価格決定日(平成 30 年 9 月 13 日)終値 の 50%、端数切上げ)

2. 募集の目的及び理由

当社は、飲食部門(フランチャイジー事業 12 業態及びオリジナルブランド事業 4 業態)として、飲食店の運営を、物販部門(フランチャイジー事業 3 業態)として、宝くじ及び 100 円均一商品の販売並びにインターネットカフェの運営をしております。

近年、飲食業界においては、競合他社のみならず他業種・他業態との顧客獲得競争の激化に加え、原材料の高騰や人材確保難等が顕著であり、飲食業界における経営環境はより厳しさを増しております。かかる飲食業界における厳しい状況下で、飲食部門を主たる事業とする当社は、業績の悪化に直面しております。かかる業績悪化を受けて、当社は、飲食部門の立て直しのため、①既存事業であるフランチャイズ加盟店の運営事業を立て直すこと、及び②フランチャイズ本部事業の収益化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。

これまで、当社は、①として既存フランチャイズ加盟店の収益力回復のため、当社がフランチャイジーとして加盟する主力ブランドである「ミスタードーナツ」のフランチャイズ加盟店の売上向上を図ることを目的に、「ミスタードーナツ」の店舗の改装を順次進めてまいりました。また、②としてフランチャイズ本部事業の収益化のため、業務資本提携先である JFLA との事業展開により、新規出店及び既存店舗の業態転換を行うとともに、フランチャイザーとして本格的な全国展開を目指し、オリジナルブランドであるかつ井・天井の「かつてん」のフランチャイズパッケージ開発等を共同で進めております。さらに、エリアフランチャイザーとして熊本ラーメンの「らーめん おっぺしゃん」の北海道・東北地域における展開を見据えて取り組んでおります。

しかしながら、平成 31 年 3 月期第 1 四半期累計期間の業績は、売上高 989 百万円(前年同四半期比 14.7% 減)、営業損失 33 百万円(前年同四半期、営業損失 14 百万円)、経常損失 36 百万円(前年同四半期、経常損失 22 百万円)、四半期純損失 41 百万円(前年同四半期、四半期純損失 21 百万円)と、業績改善を達成するに至っておりません。

このことから、当社は、飲食部門における業績改善の一環として、以下のように①フランチャイズ加盟店の運営事業を立て直し、②フランチャイズ本部事業の収益化をさらに推進することが必要であると判断し、その過程の中で新たな資金需要が生じることから、本資金調達を実施するものであります。

<①フランチャイズ加盟店の運営事業立て直しのための資金調達>

まず、当社の事業の柱であるフランチャイズ加盟店の運営事業については、「ベビーフェイスプラネット」、「牛角」に代表される他社の有力ブランドのフランチャイズ加盟店の出店を推進し、収益力の高い店舗を展開することが当該事業立て直しのための課題であると認識しております。

当社では近年、積極的な出店・改装を控え、既存店舗の客数及び客単価の向上のために、商品・サービス・販促施策の向上及び店舗内外の環境の維持管理に努める一方で、不採算店舗の閉店や不採算事業からの撤退及び譲渡を行い、経営改善に努めてまいりました。これらは一定の成果を上げましたが、一方で事業規模は縮小傾向にあります。

今後は、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せるため、収益力の高いフランチャイズ加盟店を出店していく予定であり、その出店に係る資金を確保する必要があると考えております。

<②フランチャイズ本部事業の収益化を図るための資金調達>

次に、フランチャイズ本部事業については、新たな加盟店を開拓するため、価値ある店舗を創出することが当該事業の収益化のための課題であると認識しております。

特に、オリジナルブランドである「かつてん」については、内外装デザイン、販売方法、動線の整備、メニュー開発及び販促手法等についてさらなる検討を行い、収益性の高いフラッグシップ店舗を創出、出店し、新たな加盟店の開拓を進めてまいります。また、かかるフラッグシップ店舗から得られたノウハウを他の直営店舗に共有し、ノウハウの共有により価値が向上した直営店舗を第三者に事業譲渡し、当社オリジナルブランドの加盟店を増やすことにより、フランチャイザーとしての安定したロイヤリティ収入の確保も目指してまいります。

フラッグシップ店舗の出店は、短期的には店舗売上の向上や店舗マネジメントの強化に、また中長期的には新たな加盟店の開拓を進め、ロイヤリティ収入の確保による安定した収益体制の確立に寄与いたします。

また、「らーめん おっぺしゃん」についても、新規店舗を出店することを計画しております。当該新規店舗については、収益性を高めた上で、将来的に第三者に事業譲渡を行うことにより、有力なフランチャイジーに転換することを企図しております。このように新規出店及び事業譲渡を通じて、中長期的にはロイヤリティ収入の増加に繋げていく予定であります。

以上の通り、フランチャイズ本部事業が、フランチャイズ加盟店の運営事業と並び、当社の事業の柱となるよう、フラッグシップ店舗の出店に係る資金を確保する必要があると考えております。

本資金調達により既存株主の皆様には一時的に株式価値の希薄化が生じることとなりますが、既存事業であるフランチャイズ加盟店の運営事業を立て直すこと、及びフランチャイズ本部事業の収益化をさらに推進することができれば、当社の企業規模が拡大し、中長期的には企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益に資するものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

【第1回新株予約権】

当社は、第1回新株予約権について、EVO FUNDとの間で、第1回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

EVO FUNDは、第1回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含みます。)から、その92価格算定日目の日(当日を含みます。)(以下「第1回全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「第1回全部コミット期間」といいます。)に、EVO FUNDが保有する第1回新株予約権の全てを行使することをコミットします。

また、EVO FUNDは、第1回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含みます。)から、その47価格算定日目の日(当日を含みます。)(以下「第1回前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下

「第1回前半コミット期間」といいます。)に、51,500株相当分以上の第1回新株予約権を行使することをコミットします。

かかる第1回全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができると考えております。

なお、本日時点で想定される取引日を前提とし、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、第1回全部コミット期限は平成31年2月19日(第1回新株予約権の払込期日の翌日から起算して92価格算定日目の日)、第1回前半コミット期限は平成30年12月7日(第1回新株予約権の払込期日の翌日から起算して47価格算定日目の日)となる予定ですが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、第1回全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第1回全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。第1回前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第1回前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、第1回全部コミット期間及び第1回前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミットの消滅>

第1回前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第1回前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、第1回前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。同様に、第1回全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第1回全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、第1回全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。

また、第1回全部コミット及び第1回前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の第1回新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

第1回新株予約権の行使価額は、平成30年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、EVO FUNDと議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、EVO FUNDの投資家としての収益確保のためにディスカウント率を8%として計算することとしました。但し、当該金額が第1回新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

第1回新株予約権の下限行使価額は520円としますが、第1回新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

【第2回新株予約権】

当社は、第2回新株予約権について、JFLAとの間で、第2回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

JFLAは、第2回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含みます。)から、その142価格算定日目の日(当日を含みます。)(以下「第2回全部コミット期限」といいます。))までの期間(以下「第2回全部コミット期間」といいます。))に、JFLAが保有する第2回新株予約権の全てを行使することをコミットします。かかる第2回全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性を高めることができると考えております。

なお、本日時点で想定される取引日を前提とし、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、第2回全部コミット期限は平成31年5月2日(第2回新株予約権の払込期日の翌日から起算して142価格算定日目の日)となる予定ですが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、第2回全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第2回全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。))。

なお、第2回全部コミット期間についても、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミットの消滅>

第2回全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う第2回全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、第2回全部コミットに係るJFLAのコミットは消滅します。

また、第2回全部コミットに係るJFLAのコミットは、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、このコミットの消滅後も、JFLAは、その自由な裁量により任意の数の第2回新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

第2回新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権と同じ条件で修正されます。

③ 行使数量制限

第2回新株予約権は、第1回新株予約権が残存している期間中において、本新株予約権の払込期日時点における発行会社の上場株式数の10%に相当する株式数から、JFLAが第2回新株予約権を行使しようとする日の属する暦月の初日時点(本新株予約権の発行月においては割当日)において残存する第1回新株予約権の数量を差し引いた数量が、当該暦月において行使可能な上限となります。但し、当該計算により算出された数量が0以下の場合には、JFLAは、当該暦月において第2回新株予約権を行使することができません。

④ 売却制限

JFLAは当社と、第1回新株予約権が残存している期間中は当社の普通株式を売却しない旨約しております。第1回新株予約権の全てが行使完了又は取得等により消滅した日から5取引日が経過した日以降、当社の普通株式を売却することができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していたところ、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から新株予約権による資金調達手法の提案を受け、当社の業務資本提携先である JFLA との間でかかる資金調達について協議を行ったところ、JFLA からも、新株予約権の一部を引き受ける旨の提案を受けました。当社としては、かかる JFLA が業務資本提携先であること、及び

JFLA に対するこれまでの取引実績に伴う信頼から、JFLA が本新株予約権の割当予定先として適当であると判断し、JFLA による出資もあわせて行う方法での資金調達について改めて EVOLUTION JAPAN 証券株式会社とも協議を行った結果、両社に類似の新株予約権を割り当てる本資金調達手法の提案を受け、本スキームを採用するに至りました。

当社は、本スキームを採用するにあたり、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに下記「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ、第1回新株予約権及び第2回新株予約権について全部コミットメント条項により当社は本件による資金調達の確実性を高めるとともに、第1回新株予約権について一部コミットメント条項により当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっていることから、当社の今後の成長にとって最善であると判断し、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3)本スキームの特徴

第1回新株予約権及び第2回新株予約権による資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な資金調達

第1回新株予約権(対象となる普通株式数128,600株)は、原則として平成31年2月19日までに、第2回新株予約権(対象となる普通株式数58,500株)は、原則として平成31年5月2日までに、それぞれ全部行使(全部コミット)されます。

② 時期に応じた資金調達

第1回新株予約権全部コミット及び第2回新株予約権全部コミットに加え、原則として平成30年12月7日までに、第1回新株予約権の40%(対象となる普通株式数51,500株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

③ 最大交付株式数の限定

第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は128,600株、第2回新株予約権の目的である当社普通株式数は58,500株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

④ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑤ 資本政策の柔軟性が確保されていること

第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、第1回新株予約権は1個当たり2.87円、第2回新株予約権は1個当たり2.78円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。なお、本買取契約において、発行会社は、全部行使コミットに係る割当予定先の義務が消滅していない場合、本新株予約権の一部又は全部を取得することができない旨が定められる予定です。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の前営業日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には、コミット期間延長事由に該当し、コミットが消滅することとなる場合があります。さらに、行使価額が下限行使価額を下回ることとなる株価水準においては、行使が進まない可能性があります。

- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先のうち、EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることが一般的であることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造を採用する場合には、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・オフリング)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オフリングには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社が金融商品

取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が必ずしも多くなく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあり、また、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達金額が全額負債となるため、当社の財務状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	179,399千円
	本新株予約権の払込金額の総額	531千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	178,867千円
②	発行諸費用の概算額	6,000千円
③	差引手取概算額	173,399千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(531,712円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額(178,867,600円)を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価費用、弁護士費用、届出書データ作成料、登記関連費用、その他諸費用(株式事務手数料、外部調査費用等)の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、飲食部門における新規出店のための資金確保を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計 173,399,312 円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通りです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新規店舗(フランチャイズ加盟店事業) 出店	83	平成30年10月 ～平成32年3月
② 新規店舗(フランチャイザー本部事業) 出店	90	平成30年10月 ～平成32年3月

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
合計	173	

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して 20 取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が 4 回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記表中の「具体的な使途」につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、別途の資金調達の実施により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。その場合にも、適時、適切に開示する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、当該超過額については、上記の事業計画の遂行の上で適切な配分等を勘案しそれぞれの費用に充当することを想定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

① 新規店舗（フランチャイズ加盟店事業）出店

事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せるため、収益力の高いフランチャイズ加盟店を北海道・東北地域において 2 店舗出店する予定であります。収益力の高い店舗を出店することは、当社が早期の安定的な黒字化を達成するために、必須であると判断しております。

出店費用については、出店するブランド、地域及び店舗の面積により変動しますが、1 店舗当たり、加盟金、設計費、建築設備工事費及び厨房機器購入費等で 30～50 百万円程度を見込んでおり、平成 30 年 10 月から平成 32 年 3 月にかけて 2 店舗で 83 百万円を充当する予定であります。

② 新規店舗（フランチャイザー本部事業）出店

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、フランチャイズ本部事業の収益化を図るため、「かつてん」においては、フラッグシップ店舗の出店による店舗価値向上とこれによる加盟店の開拓、及びフラッグシップ店舗出店により創出された優良店舗の事業譲渡の両軸によって、安定したロイヤリティ収入を確保することが必要であると考えております。

また、「らーめん おっぺしゃん」については、将来の事業譲渡を見込める店舗を北海道・東北地域において出店したいと考えております。

出店費用については、地域及び店舗の面積により変動しますが、1 店舗当たり、設計費、建築設備工事費及び厨房機器購入費等で 30 百万円程度を見込んでおり、平成 30 年 10 月から平成 32 年 3 月にかけて 3 店舗で 90 百万円を充当する予定であります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、本資金調達により調達する資金を飲食部門における新規出店に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト並びに新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、第1回新株予約権1個の払込金額を2.87円、第2回新株予約権1個の払込金額を2.78円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年9月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し8%下回る額としました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたって、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数187,100株(議決権数1,871個)は、平成30年3月31日現在の発行済の当社普通株式数1,446,400株及び議決権数14,460個を分母とする希薄化率は12.94%(小数点以下第三位を四捨五入)(議決権ベースの希薄化率は12.94%(小数点以下第三位を四捨五入))に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務状況の改善に資すると見込んでおります。よって、本新株予約権による資金調達は当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は15,980株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しており、第1回新株予約権が全て

行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 128,600 株を、EVO FUND の全部コミット期間である 92 価格算定日で行使売却するとした場合の 1 価格算定日当たりの株数は約 1,398 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の約 8.7%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、第 2 回新株予約権が全て行使された場合においても、交付されることとなる当社普通株式数 58,500 株を、JFLA の全部コミット期間である 142 価格算定日で行使売却するとした場合の 1 価格算定日当たりの株数は約 412 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の約 2.6%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① EVO FUND

① 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2006 年(平成 18 年)12 月	
⑥ 出資の総額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 24.1 百万米ドル	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ショーン・ローソン	
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 29 年 12 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F 代表取締役：羽田寿次)に割当予定先である EVO FUND、その 100%出資者である EVO Feeder Fund、EVO Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND 及び EVO Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、当該調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との

関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

② JFLA

①	名 称	株式会社 J F L Aホールディングス		
②	所 在 地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 檜垣 周作		
④	事 業 内 容	外食フランチャイズ本部の運営並びに外食店舗の運営 海外加工卸及び小売 乳製品等食品の製造、仔牛や家畜用飼料及び乳製品生産 食材や飲料の輸出入及び海外における販売事業 酒類、醤油、調味料、味噌、漬物、清涼飲料水の製造及び販売事業 高級料理食材・製菓材・小売食品・ワインの輸入販売事業 業務用総合食品類卸売事業 等		
⑤	資 本 金 の 額	2,910百万円（平成30年6月30日現在）		
⑥	設 立 年 月 日	平成19年1月		
⑦	発 行 株 式 総 数	41,929,936株（自己株式を含む）		
⑧	事 業 年 度 の 末 日	3月31日		
⑨	従 業 員 数	1,151名（平成30年3月31日現在）		
⑩	主 要 取 引 先	株式会社レイズインターナショナル		
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社東京スター銀行、株式会社三菱UFJ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	HSIグローバル株式会社 37.4%（平成30年3月31日現在）		
⑬	当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	JFLAは、当社の普通株式374,000株（発行済株式数の24.19%）を保有しております（平成30年3月31日現在）。	
		人 的 関 係	JFLAの役職者1名が当社の社外取締役を兼任しております。また、当社はJFLAの子会社から出向者2名を受け入れております。	
		取 引 関 係	当社とJFLAは、平成28年3月に業務資本提携契約を締結しております。	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	上記の資本関係、人的関係、取引関係があるため、JFLAは当社の関連当事者に該当します。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位：千円 特記しているものを除く。)			
	決 算 期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
	連 結 純 資 産	5,243,651	7,715,945	9,225,459
	連 結 総 資 産	23,633,125	27,722,261	34,757,533
	1株当たり連結純資産(円)	197.56	246.64	280.77
	連 結 売 上 高	23,495,338	36,244,906	42,996,961
	連 結 営 業 利 益	817,325	1,078,978	1,080,853
	連 結 経 常 利 益	724,403	922,260	887,182
	親会社株主に帰属する当期純利益	520,624	526,946	843,025
	1株当たり連結当期純利益(円)	23.19	18.13	27.59
	1株当たり配当金(円)	—	—	4.00

(注) JFLAは、東京証券取引市場JASDAQ(スタンダード)に上場しており、JFLAが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、JFLA又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、飲食部門における新規出店に係る資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、平成30年6月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン) から本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、その後下記②記載の経緯により、当社の大株主である JFLA も割当予定先候補となり、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案し、割当予定先と協議した結果、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、EVO FUND が本スキームによる投資実績を有していること、JFLA が当社の業務資本提携先であること及び JFLA に対するこれまでの取引実績に伴う信頼があることを理由として、最終的に本新株予約権の割当予定先として EVO FUND 及び JFLA を選定いたしました。

① EVO FUND

EVO FUND は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン) から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ) の100%子会社である EVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチのみであります。

EVO FUND の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

② JFLA

EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から本スキームの提案を受けた当初は、本新株予約権の全てを EVO FUND に割り当てる想定でございました。しかし、以下のような経緯で、EVO FUND に加えて、JFLA を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

JFLA は、平成25年度から「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げ、外食(販売)事業から流通及び生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、平成30年度から「食のバリューチェーンのグローバルリーディングカンパニー」を目指し、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」の各課題へ積極的に取り組み、国内外において事業規模の拡充に努めております。飲食事業においては、外食フランチャイズ加盟店もしくはフランチャイズ本部として、「牛角」、「どさん子」等のフランチャイズ加盟店を中心に、全国で871店舗(平成30年6月30日現在)の飲食店を展開しております。当社と JFLA とは、平成28年3月に業務資本提携契約を締結し、様々な取り組みによりシナジー創出を追求してまいりました。

EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から新株予約権による資金調達手法の提案を受け、JFLA との間でかかる資金調達について協議を行ったところ、JFLA から、新株予約権の一部を引き受ける旨の提案を受けました。

当社としては、JFLA が業務資本提携先であること、及び JFLA に対するこれまでの取引実績に伴う信頼から、JFLA を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① EVO FUND

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む第1回新株予約権買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

② JFLA

当社は、JFLA から、第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、原則として中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む第2回新株予約権買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、制限超過行使を行わないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① EVO FUND

EVO FUND の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年7月31日時点における現金及び有価証券等の残高報告書を確認しており、払込期日において第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

② JFLA

当社は割当予定先である JFLA から自己資金で充当可能であると伺っております。なお、当社は同社が

平成 30 年 8 月 13 日付で提出した平成 31 年 3 月期第 1 四半期報告書に含まれる連結貸借対照表の中で、平成 30 年 6 月 30 日現在の現金及び預金を確認しており、第 2 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第 2 回新株予約権の行使に必要なかつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である藤田 博章は、その保有する当社普通株式について、EVO FUND への貸株を行う予定です。

EVO FUND は、第 1 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分をしないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 募集後の大株主及び議決権比率

募集前		募集後	
株式会社 J F L A ホールディングス	25.86%	株式会社 J F L A ホールディングス	26.48%
藤田 博章	15.60%	藤田 博章	13.81%
林 昭男	3.20%	林 昭男	2.84%
株式会社ダスキン	3.12%	株式会社ダスキン	2.76%
藤田 健次郎	3.04%	藤田 健次郎	2.69%
藤田 竜太郎	3.01%	藤田 竜太郎	2.67%
福室 太朗	2.59%	福室 太朗	2.30%
フジタコーポレーション従業員持株会	2.33%	フジタコーポレーション従業員持株会	2.06%
フジタコーポレーション取引先持株会	1.92%	フジタコーポレーション取引先持株会	1.70%
日本証券金融株式会社	1.87%	日本証券金融株式会社	1.65%

(注) 1. 「議決権比率」は、平成 30 年 3 月 31 日時点の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成 30 年 8 月 1 日付で、株式会社 J F L A ホールディングスは、株式会社アスラポート・ダイニングから社名を変更しております。

3. EVO FUND の第 1 回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUND は、第 1 回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、EVO FUND による第 1 回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、同社の「募集後」の比率については記載しておりません。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期(平成 31 年 3 月期)の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高(千円)	5,149,183	4,732,774	4,537,283
営業利益(千円)	94,440	△33,572	10,634
経常利益(千円)	55,368	△84,517	△22,111
当期純利益(千円)	43,362	△194,259	13,044
1株当たり当期純利益(円)	42.92	△135.70	7.64
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	103.92	△27.38	△32.05

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,446,400株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	463円	2,593円	956円
高 値	2,143円	2,643円	4,640円
安 値	359円	686円	764円
終 値	2,143円	911円	1,666円

(注) 各株価は、東京証券取引所JASDAQスタンダードにおけるものであります。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	1,706円	1,630円	1,345円	1,440円	1,383円	1,106円
高 値	1,950円	1,670円	2,100円	1,680円	1,414円	1,138円
安 値	1,543円	1,302円	1,290円	1,341円	1,001円	990円
終 値	1,630円	1,361円	1,360円	1,383円	1,102円	1,040円

(注1) 各株価は、東京証券取引所JASDAQスタンダードにおけるものであります。

(注2) 平成30年9月の状況につきましては、平成30年9月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年9月13日
始 値	1,045 円
高 値	1,057 円
安 値	1,023 円
終 値	1,040 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

(1) 払込期日	平成27年12月25日
(2) 調達資金の額	38,695,800 円 (差引手取額 37,964,932 円)
(3) 発行価額	1 株につき 429 円
(4) 募集時における発行済株式数	982,200 株
(5) 当該募集による発行株式数	90,200 株
(6) 募集後における発行済株式総数	1,072,400 株
(7) 割当先及び割当株数	藤田 博章 46,600 株 株式会社ベビーフェイス 43,600 株
(8) 発行時における当初の資金使途	既存店舗の改装及び設備の入替に係る投資資金
(9) 発行時における支出予定時期	平成28年1月から平成28年12月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に充当いたしました。

・第三者割当増資

(1) 払込期日	平成28年3月28日
(2) 調達資金の額	149,974,000 円 (差引手取額 146,974,000 円)
(3) 発行価額	1 株につき 401 円
(4) 募集時における発行済株式数	1,072,400 株
(5) 当該募集による発行株式数	374,000 株
(6) 募集後における発行済株式総数	1,446,400 株
(7) 割当先及び割当株数	株式会社アスラポート・ダイニング 374,000 株 (現 株式会社 J F L Aホールディングス)
(8) 発行時における当初の資金使途	新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発
(9) 発行時における支出予定時期	平成28年4月から平成30年3月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に充当いたしました。

・第三者割当増資によるA種優先株式の発行

(1) 払込期日	平成29年3月15日
(2) 調達資金の額	100,000,000 円 (差引手取額 93,500,000 円)
(3) 発行価額	1 株につき 1,000 円
(4) 募集時における発行済株式数	普通株式 1,446,400 株
(5) 当該募集による発行株式数	100,000 株
(6) 募集後における発行済株式総数	普通株式 1,446,400 株 A種優先株式 100,000 株
(7) 割当先及び割当株数	株式会社ダスキン 100,000 株

(8) 発行時における当初の資金使途	「ミスタードーナツ」店舗の改装関連費用
(9) 発行時における支出予定時期	平成 29 年 3 月から平成 31 年 3 月までの間
(10) 現時点における充当状況	上記使途に一部充当しております。

12. 発行要項

<株式会社フジタコーポレーション第1回新株予約権発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社フジタコーポレーション第1回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 369,082 円
3. 申込期日 2018年10月1日
4. 割当日及び払込期日 2018年10月1日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てて。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 128,600 株(本新株予約権 1 個当たり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 128,600 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 2.87 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、956 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2018 年 10 月 3 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 520 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付さ

れ、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2018年10月2日(当日を含む。)から2019年5月2日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、1個未満に分割して行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の1ヶ月以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり2.87円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果

1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社北海道銀行 苫小牧支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2.87円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

＜株式会社フジタコーポレーション第2回新株予約権発行要項＞

1. 新株予約権の名称 株式会社フジタコーポレーション第2回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 162,630 円
3. 申込期日 2018年10月1日
4. 割当日及び払込期日 2018年10月1日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社JFLAホールディングスに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は58,500株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 58,500 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 2.78 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、956円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2018年10月3日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、520円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ⑥ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ⑦ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ⑧ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ⑨ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑩ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満

にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2018年10月2日(当日を含む。)から2019年7月16日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、1個未満に分割して行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の1ヶ月以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり2.78円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事ができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社北海道銀行 苫小牧支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 2.78 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
- 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。